

# 水質検査結果書

第 135 号

建築物飲料水水質検査所 (昭和三十九年四月八日建設省令第115号)



試料の種類 井水原水

検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌 (1ml中)	56	1ml中100以下であること
大腸菌	不検出	検出されないこと
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.1以下	10mg/l以下であること
塩素イオン (mg/l)	10.5	200mg/l以下であること
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) (mg/l)	1.8	10mg/l以下であること
pH	6.4	5.8以上8.6以下であること
味	-	異常でないこと
臭気	異常なし	異常でないこと
色度 (度)	1以下	5度以下であること
濁度 (度)	3	2度以下であること
シアン (mg/l)	0.01以下	0.01mg/l以下であること
水銀 (mg/l)	0.0005以下	0.0005mg/l以下であること
有機リン (mg/l)	不検出	検出されないこと*
銅 (mg/l)	0.01以下	1.0mg/l以下であること
鉄 (mg/l)	2.2	0.3mg/l以下であること
マンガン (mg/l)	0.26	0.05mg/l以下であること
亜鉛 (mg/l)	0.01以下	1.0mg/l以下であること
鉛 (mg/l)	0.005以下	0.05mg/l以下であること
六価クロム (mg/l)	0.005以下	0.05mg/l以下であること
カドミウム (mg/l)	0.001以下	0.01mg/l以下であること
ヒ素 (mg/l)	0.001	0.01mg/l以下であること
フッ素 (mg/l)	0.3	0.8mg/l以下であること
カルシウム・マグネシウム等(硬度) (mg/l)	32	300mg/l以下であること
蒸発残留物 (mg/l)	110	500mg/l以下であること
フェノール類 (mg/l)	0.005以下	0.005mg/l以下であること
陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.02以下	0.2mg/l以下であること
残留塩素 (mg/l)	0.05以下	-
備考	(※有機リンは旧水道法の水質基準)	
検査期日	平成16年6月1日～6月7日	検査責任者